

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月17日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第9号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> <p>第8条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（<u>法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。</u>）に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に關しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」とい</p>	<p>第8条 削除</p> <p>（乳児院の長の資格等）</p> <p>第25条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）第22条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う乳児院の運営に關し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第22条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの</p> <p>ア 法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司（以下「児童福祉司」とい</p>

う。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ウ （略）

2 （略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第33条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
ウ （略）

2 （略）

（児童養護施設の長の資格等）

第54条 児童養護施設の長は、次の各号のい

う。)となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
ウ （略）

2 （略）

（母子生活支援施設の長の資格等）

第33条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第27条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第27条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間
ウ （略）

2 （略）

（児童養護施設の長の資格等）

第54条 児童養護施設の長は、次の各号のい

れかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア 児童福祉司となる資格を有する者であっては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者であっては、社会福祉事業に従事した期間

ウ (略)

2 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医

れかに該当し、かつ、基準省令第42条の2第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童養護施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童養護施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第42条の2第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したものの

ア 児童福祉司となる資格を有する者であっては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者であっては、相談援助業務に従事した期間

ウ (略)

2 (略)

(職員)

第77条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、かくたん喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医

療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2～9 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第88条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間
イ 社会福祉主事となる資格を有する者に

療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

2～9 (略)

(児童心理治療施設の長の資格等)

第88条 児童心理治療施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、基準省令第74条第1項の厚生労働大臣が指定する者が行う児童心理治療施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、児童心理治療施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの
ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務（国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。）に従事した期間
イ 社会福祉主事となる資格を有する者に

あつては、社会福祉事業に従事した期間
ウ (略)

2 (略)

(業務の質の評価等)

第91条 児童心理治療施設は、自らその行う法
第43条の5に規定する業務の質の評価を行う
とともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善
を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第96条 児童自立支援施設の長は、次の各号の
いずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規
則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に
規定する児童自立支援専門員養成所(以下
「養成所」という。)が行う児童自立支援施設
の運営に関し必要な知識を習得させるための
研修又はこれに相当する研修を受けた者であ
つて、人格が高潔で識見が高く、児童自立支
援施設を適切に運営する能力を有するもので
なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 児童自立支援専門員の職にあつた者等児
童自立支援事業に5年以上(養成所が行う
児童自立支援専門員として必要な知識及び
技能を習得させるための講習の課程(以下
「講習課程」という。)を修了した者にあつ
ては、3年以上)従事した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能
力を有すると認める者であつて、次に掲げ
る期間の合計が5年以上(養成所が行う講
習課程を修了した者にあつては、3年以
上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあ
つては、児童福祉事業(国、都道府県、
指定都市又は児童相談所設置市の内部組
織における児童福祉に関する事務を含

あつては、相談援助業務に従事した期間
ウ (略)

2 (略)

(業務の質の評価等)

第91条 児童心理治療施設は、自らその行う法
第43条の2に規定する業務の質の評価を行う
とともに、定期的に外部の者による評価を受け、それらの結果を公表し、常にその改善
を図らなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格等)

第96条 児童自立支援施設の長は、次の各号の
いずれかに該当し、かつ、厚生労働省組織規
則(平成13年厚生労働省令第1号)第622条に
規定する人材育成センターが行う児童自立支
援施設の運営に関し必要な知識を習得させる
ための研修又はこれに相当する研修を受けた
者であつて、人格が高潔で識見が高く、児童
自立支援施設を適切に運営する能力を有する
ものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 児童自立支援専門員の職にあつた者等児
童自立支援事業に5年以上(人材育成セン
ターが行う児童自立支援専門員として必要
な知識及び技能を習得させるための講習の
課程(以下「講習課程」という。)を修了し
た者にあつては、3年以上)従事した者

(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能
力を有すると認める者であつて、次に掲げ
る期間の合計が5年以上(人材育成センタ
ーが行う講習課程を修了した者にあつて
は、3年以上)であるもの

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあ
つては、相談援助業務(国、都道府県、
指定都市又は児童相談所設置市の内部組
織における相談援助業務を含む。)に従事

む。)に従事した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者に あっては、 <u>社会福祉事業</u> に従事した期間 ウ (略) 2 (略)	した期間 イ 社会福祉主事となる資格を有する者に あっては、 <u>相談援助業務</u> に従事した期間 ウ (略) 2 (略)
------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、この規則による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。